

2023年6月12日

各位

大阪大学大学院法学研究科

大学院入試における「日本語能力に関する証明書」の取扱いについて

標記のことについて、2024年度大学院入試（博士前期課程及び博士後期課程）の受験を希望する留学生のうち、「日本語能力試験（JLPT）」又は「日本留学試験（EJU）」が受験できなかった者に対し、以下の①、②を代替の試験及び基準点として定めましたのでお知らせします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で受験予定であった日本語能力に関する試験が中止となったために、出願期間内に日本語能力に関する証明書を提出できない場合、以下のとおり取扱います。

記

【代替試験及び基準点】

- ①日本語検定協会が実施する実用日本語検定（J-TEST）「A-Cレベル試験」の700点以上
- ②一般社団法人日本語能力試験実施委員会が実施する日本語能力検定試験（JPT）の660点以上

【出願期間内に本研究科が指定する試験の日本語能力に関する証明書を提出できない場合】

以下 a と b を満たす者は、日本語能力に関する証明書に限り、試験実施日（2日間にわたる場合は初日を起算日とする）の10日前を期日としてメール又は郵送で提出することを例外的に認めます。（期日以降の提出は認められません。）

- a)新型コロナウイルス感染症の影響により受験予定であった日本語能力に関する試験が中止になり受験できなかった者。
- b)受験予定であった試験の実施機関からの中止に関する通知等を出願期間内に提出できる者。

※a と b を満たす者のうち、WEB上で成績確認が可能な者は、出願期間内に成績画面を印刷したものを提出し、その後、上記期日までに日本語能力に関する証明書を提出すること。

以上